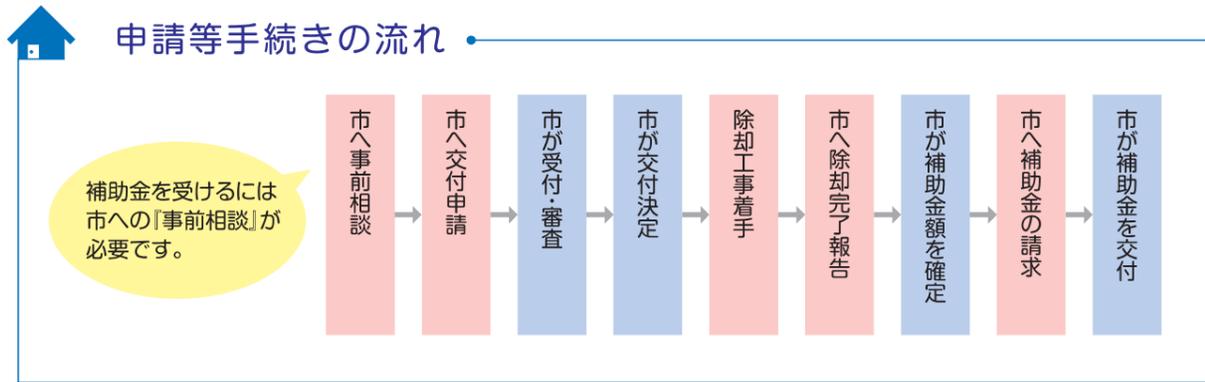


# 老朽化した 空き家を 解体しませんか？

北九州市が  
補助します！  
最大 **50** 万円



- Q & A 教えて! 補助のいろんな疑問
- Q 「老朽空き家等」とは、どのような家屋ですか？  
A 「空き家その他の家屋であって、昭和56年5月以前に建築されたもの又は建築された部分を含むもの」をいいます。
  - Q 既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか？  
A 対象となりません。工事に着手する前に、補助金の交付申請をしていただく必要があります。
  - Q 家屋の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか？  
A 原則として、全ての家屋等を除却して更地にする工事を対象としています。部分的に除却する工事は対象となりません。
  - Q 「接道状況の悪い敷地上にある除却が困難な家屋」の要件に該当しますが、解体工事で建設機械を使用すると、補助の対象とならないのでしょうか？  
A 対象となります。敷地の要件(接する道路の幅員・形状等)を満たせば、建設機械を使用しても補助の対象となります。
  - Q 「接道状況の悪い敷地上にある除却が困難な家屋」の要件に該当するのですが、家屋の状態は良好です。補助の対象となりますか？  
A 対象となります。「接道状況の悪い敷地上にある家屋」の要件に該当すれば、家屋の状態の良悪にかかわらず、補助の対象となります。
  - Q 市内に老朽空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？  
A 申請できます。なお、遠方にお住まいのため、ご自身で申請等を行うことが困難な場合などには、申請等手続きについて代行者をたてることができます。
  - Q どの解体業者に頼んだらよいか分かりません。業者を教えてくださいませんか？  
A 市が特定の業者をご紹介することはできません。市のホームページで、市発注工事の登録業者情報をご覧になれますので、参考にしてください。  
[トップページ](#) > [ビジネス・産業・まちづくり](#) > [入札・契約情報\(外部リンク\)](#) > [業者登録関係](#) > [有資格者情報](#)
  - Q 補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？  
A 市のホームページからダウンロードできます。また、各区役所の総務企画課や、市役所13階の空き家対策推進室でも入手できます。

ホームページでの事業のご案内

北九州市のトップページ上部の検索欄に『老朽空き家』と入力して検索  
⇒ 老朽空き家等除却促進事業

老朽空き家

お問合せ 申請窓口 北九州市建築都市局 空き家対策推進室 ☎ (093) 582-2918 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

# あなたの空き家は大丈夫?

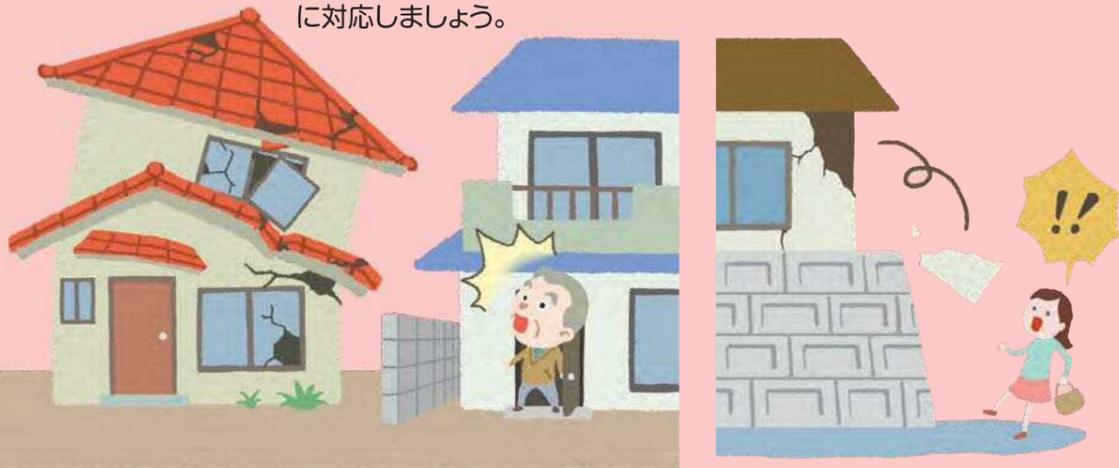
## 空き家が及ぼす影響

空き家は、所有者等により適正に管理されないことによって問題が生じます。管理が行き届いていない「放置された空き家」は、火災や犯罪の誘発、雑草やゴミの放置による衛生上の問題など、近隣住民や地域にさまざまな影響を及ぼします。さらに時間が経過し老朽化すると、家屋の倒壊や屋根・外壁の落下のおそれがあるなど「危険な空き家」となります。



空き家の適正管理は所有者等の義務。事故が起こると賠償責任を問われます!

空き家は個人の財産です。そのため、本来、所有者等が自ら、家屋や敷地の安全を確保するなど適正に管理しなければなりません。家屋の倒壊や屋根・外壁の落下等により、道路通行者や隣家などに危害を加えた場合、家屋所有者等は賠償責任を問われます。破損している箇所等は補修し、老朽化した空き家は解体を検討するなど、事故が起こる前に早急に対応しましょう。



## 老朽化した空き家等を解体しませんか?

### 北九州市老朽空き家等除却促進事業

本事業は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とします。

北九州市が補助します!  
最大 **50** 万円

### 補助対象者(申請者)

- ① 老朽空き家等の所有者、又はその相続人
- ② 土地の所有者若しくは借地権者、又はその相続人
- ③ 上記①②の同意を得た者

※暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申請者となれません。  
※家屋の権利を有する者が申請者以外にいる場合は、全員の同意が必要です。

### 補助対象家屋

昭和56年5月以前に建築された空き家等で、以下の①または②のいずれかの要件を満たすもの

- ① 倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な家屋  
以下のいずれかの状態に該当する家屋が対象となります。

- ア 崩落又は崩壊している
- イ 屋根又は外壁に穴があいている
- ウ 構造材若しくは下地材が露出している、大きく変形している又は全体的に波打っている
- エ 建物の傾きが1/60以上である
- オ 柱、土台、梁等の構造材が欠損又は腐食している
- カ 基礎の一部が宙に浮いている又は不同沈下している
- キ ツタ等の植物が家屋の全体を覆っている(ただし木造家屋に限る)
- ク 屋根瓦、外壁、窓、その他の家屋の付属物が落下するおそれがある
- ケ その他これらに類するものとして市長が認める状態



- ② 接道状況の悪い敷地上にある除却が困難な家屋

以下のいずれかに該当する敷地上にある家屋が対象となります。

- ア 敷地に接する道路の幅員が2m未満である敷地
- イ 敷地に接する道路が階段状である敷地
- ウ 道路に接する間口が2m未満である敷地
- エ その他これらに類するものとして市長が認める敷地

### 補助金額

- (1) 補助金の割合 次の①②を比較していずれか低い額の1/3

① 除却に要した額 解体工事業者との契約金額(税抜)  
② 市が定める基準額 基準額=面積基準単価×延床面積

- (2) 上限額 1戸あたり50万円 ※補助金の算定においては一定の端数を切り捨てます。  
※市が定める基準額は必要に応じて見直します。

### ご注意ください

- 解体工事に着手する前に、補助金の交付申請が必要です! 申請前に工事に着手した場合は、補助金を受けられません。
- 家屋を除却すれば、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がることがあります。
- 家屋を除却した跡地は、周辺地域の方々に迷惑がかからないよう適切に管理しましょう。

